

酒税軽減対象製造場の確認事項変更承認申請書の記載要領

- 1 変更する事項が製造場の所在地である場合には、酒税法第16条及び酒税法施行令第15条の規定による「酒類製造場移転許可申請書」に添付して提出してください。
- 2 「土地・建物」欄は、変更に係る製造場敷地の面積、製造場建物の種類（仕込蔵、びん詰場、倉庫等）ごとに構造（鉄筋コンクリート造等）及び床面積を記載してください。
- 3 「酒類の製造、貯蔵用機械器具等」欄は、変更に係る酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具及び容器を記載してください。
- 4 「製造又は貯蔵能力」欄は、次によって記載してください。
 - (1) 連続式蒸留機を設置する製造場については、当該連続式蒸留機の1日当たりアルコール生産能力（アルコール分100度換算）
 - (2) ビール製造場については、後発酵槽の貯酒能力（55日貯酒が8か月、45日貯酒が3か月とする。）
 - (3) 上記以外の製造場については、貯蔵容器の合計収容数量
- 5 ※印欄は、記載しないでください。